

公益社団法人熱田法人会役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人熱田法人会（以下「本会」という。）の定款第26条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第14号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本会は、常勤役員の職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は年額とする。
- 3 役員には賞与を支給しない。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ功労金を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 本会の常勤役員の報酬年額は別表1「常勤役員俸給総額」のとおりとし、「常勤役員俸給総額」の範囲内で、理事については理事会の決議、監事については監事の協議で決めるものとする。

- 2 常勤役員に対する功労金は、別表2「常勤役員功労金の算出要領」に定める算式により算出される金額とする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。ただし、本人が申し出た場合は現金をもって本人に支給することができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(費用)

第8条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、認定法第5条第14号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、認定法第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。

1. この規定は、令和8年6月4日から施行する。

別表1 「常勤役員俸給総額」

常勤役員俸給総額は、年間1,000万円以内とする。

別表2 常勤役員功労金の算出要領

(算定金額) 退職時における報酬年額を12で除したものを報酬月額とし、
報酬月額の100分の80

(算出数式) 算定金額×在職年数